契約申込書No.

たよれーるインターネットサービス申込書

2015年9月版

1.申込日

西暦　　年　　月　　日

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

2.ご契約先

太枠内のみ捺印、記入をお願いします。

組織名	ﾌﾘｶﾞﾅ	本契約を消費者契約法第2条第2項に定義される「事業者」として、および特定商取引法第26条第1項第1号に定義される「営業」のために申込むことに同意し、右に捺印致します。	印 組織の代表印をご捺印ください
部署			
住所	〒		
電話番号		ＦＡＸ	
契約先責任者	（姓）	（名）	
E-mail			

3.実務担当者

「実務担当者」とは、実際にお申込みいただいたサービスの運用管理、オプションサービスのお申込み、契約情報の変更など、全てを管理されるご担当の方を意味します。
パスワードやマニュアルなど、**非常に重要で、機密性の高い情報をお届けいたします(インターネット接続サービスでは、設置先にお送りします)**ので、予めご了承ください。

組織名	ﾌﾘｶﾞﾅ		
部署			
住所	〒		
電話番号		FAX	
実務担当者	（姓）	（名）	
E-mail			

4.ご契約資料の送付先変更をご希望のお客様はこちらもご記入ください

資料の送付先	
☐ ご契約先へ送付	マニュアルやパスワードなど、ご契約後のサービス利用に必要な重要資料の送付先を「ご契約先」「設置先」へ変更されるお客様は、こちらへチェックをしてください。 **※ご指定の無い場合は「実務担当者」へ送付いたします。**
☐ 設置先へ送付	

【お申し込みをいただくにあたって】
お客様の個人情報の取り扱いについては以下の記載内容に同意の上で、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
〇個人情報保護管理者：株式会社大塚商会　お客様相談室　室長
〇いただいた個人情報の利用目的は次の通りです。契約の履行（商品、サービスの提供等）/商品、サービスに関する情報の提供および提案/商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答/商品、サービス、その他の問合せ、依頼等の対応/展示会、セミナー、トレーニング、その他イベントに関する案内、回答/統計資料の作成/代金の請求、回収、支払い等の事務処理/その他一般事務の連絡、問合せ、回答
〇ご記入いただいた個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、第三者へ個人情報を委託する場合があります。
その場合は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結いたします。
〇お客様ご本人またはその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下“開示等”という）を要求される場合の連絡先及び具体的な手続きにつきましては、大塚商会HP「お問い合わせ先」（下記URL）をご参照ください。
(http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/operation/maillist.html)
〇ご記入にあたって、すべての項目をご記入いただくかは、任意とさせていただきますが、未記入とされた項目によっては、手続きや適切な対応が出来ない場合があります。

契約申込書No.

2015年9月版

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

5.申込サービス選択欄

※申込欄の□にはチェックマークをご記入ください。

■主契約

申込 ※	サービス名	初期費用	口数	月額費用	特記事項
	ファミリータイプスタンダード （定価1,900円）	2,000 円	口	円	
	ファミリータイプIP1 （定価9,600円）	3,000 円	口	円	
	ファミリータイプIP8 （定価18,000円）	12,000 円	口	円	
	ファミリータイプIP16 （定価33,500円）	12,000 円	口	円	
	マンションタイプスタンダード （定価1,900円）	2,000 円	口	円	
	マンションタイプIP1 （定価9,600円）	3,000 円	口	円	
	マンションタイプIP8 （定価15,000円）	10,000 円	口	円	
	ビジネスタイプスタンダード （定価36,000円）	2,000 円	口	円	
	ビジネスタイプIP1 （定価72,000円）	20,000 円	口	円	
	ビジネスタイプIP8 （定価98,000円）	20,000 円	口	円	
	ビジネスタイプIP16 （定価118,000円）	20,000 円	口	円	
	ビジネスタイプIP32 （定価158,000円）	20,000 円	口	円	
	ベーシックタイプスタンダード （定価7,500円）	2,000 円	口	円	
	ベーシックタイプIP1 （定価25,000円）	3,000 円	口	円	
	ベーシックタイプIP8 （定価34,000円）	20,000 円	口	円	
	ベーシックタイプIP16 （定価54,000円）	20,000 円	口	円	
	ADSLスタンダード （定価1,500円）	2,000 円	口	円	
	ADSL IP1 （定価6,800円）	2,800 円	口	円	
	ADSL IP8 （定価11,800円）	8,300 円	口	円	
	ISDN IP1 （定価4,800円）	2,800 円	口	円	
	ISDN IP8 （定価6,800円）	8,300 円	口	円	

■オプション契約

申込 ※	サービス名	初期費用	口数	月額費用	特記事項
	迷惑メール検知オプション（定価500円）	0円	口	円	
	メールアドレス追加 ※1	0円	口	円	
	Webディスク容量追加（定価500円）	0円	口	円	
	αWebフォン ※2	500円／1番号	口	円	
	IPv6 IPoE方式（ネイティブ方式）ファミリー（無料）	0円	口	円	
	IPv6 IPoE方式（ネイティブ方式）マンション（無料）	0円	口	円	
	IPv6 IPoE方式（ネイティブ方式）ビジネス（無料）	0円	口	円	

※1 1契約につき、1メールアドレスは無料です。2アドレス目以降は有料（1アドレスあたり月額500円）となります。

※2 1契約につき、1番号目は月額380円です。2番号目以降は月額100円となります。

初期費用合計	円	月額費用合計	円	

□ 確認済　IPv6オプション申し込みの際は下記注意事項を確認し、チェックをいれてください。（必須）

※ IPv6オプションは「フレッツ光ネクスト／光ライト」をご利用の場合のみお申し込みが可能です。（Bフレッツ／光プレミアムは申込不可）
※ 1契約につき、オプションは1契約のみ追加可能です。
※ フレッツ1回線につき1契約のみの契約となります。
※ 既にフレッツ回線が敷設済み、または一括申込の場合のみ受付可能です。
※ NTTへの「フレッツ・v6オプション」の申し込みが必要となります。

IPv6オプションをお申し込みの場合、NTTの光ネクスト開通案内に記載されている下記『NTT回線情報』を必ずご記入ください。
※回線一括申込の場合は、不要です。

お客様ID	
アクセスキー	

6.解約について

・本サービスは、利用開始日から1ヶ月間は解約できません。
・本サービスの解約を希望する場合は、解約日の属する月の前月10日までに弊社に解約届出書の提出をしてください。
・月額利用料は、解約日の属する月まで発生し、1ヶ月未満のご利用の場合にも、日割りによる精算は行わないものとします。
・口座からの引落しは、解約日の翌月末まで発生いたします。口座振替をご利用のお客様はご注意願います。

備考	

※記載されている内容は、2015年6月1日現在のものです。表記の金額には消費税は含まれておりません。

契約申込書No.

2015年9月版

αWebインターネット接続サービス申込情報 「フレッツコース」専用

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

V-1.地域IP網

地域IP網	記入例）**東京**	フレッツシリーズは各県ごと一つの「NTT地域IP網」へ収容し、その後各プロバイダに接続する形になっています。隣の県とは別の網になっています。建物住所の都道府県と、NTT地域IP網が一致しない場合があります。間違った地域IP網でお申込されると接続できませんので、十分にご注意ください。詳しくは、NTT116番にお問い合せください。 NTT東日本）東京都町田市及び稲城市の一部の地域では、神奈川県の地域IP網に収容されます。NTT西日本）兵庫県尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市の一部 は、大阪府の地域IP網に収容されます。その他、広島、福岡、佐賀、熊本の一部は、隣県の地域IP網に収容されるケースがあります。

V-2.設置先　☐ 3.実務担当者と全て同じ（以下省略可）

組織名	ﾌﾘｶﾞﾅ		
部署			
住所	〒		
電話番号		FAX	
実務担当者	（姓）	（名）	
E-mail			

● 弊社からの「連絡・書類の送付先」は、「実務担当者」となります。
送付先を「ご契約先」または「設置先」へ変更を希望される場合は、 αWebサービス申込書の「4.ご契約資料の送付先変更」へご記入ください。

V-3.回線手配

＜必須項目＞　必ず選択してください。記入が無い場合お申し込みをお受けできません。

	取次手配	☐	本申込書によりお客様名義のフレッツ回線を取次ぎで新規手配、開通日に合わせて利用開始。
	お客様手配／弊社営業手配、又は開通済み回線の利用	☐	ID発行日指定　　年　　月　　日 ●契約課金センター経由以外でのフレッツ回線申込みの場合や、固定IP発行日指定の場合 ※フレッツ光／フレッツ・ADSL以外は、利用開始日指定できません。　※本項目を選択する場合は、**日付を必ずご記入**ください。
		☐	申込書到着次第　ID発行

V-4.固定IP移行

固定IP移行	☐	**固定IP移行**を予定されている場合チェックを入れて下さい。（別途、固定IP移行の申込書が必要となります） 注：チェックが無い場合、新規に固定IPを払い出します。

V-5.お客様承諾欄

● 割り当てられる「接続ID、パスワード、固定IPアドレス（以下、設定情報）」はお客様固有の情報です。弊社ではセキュリティーポリシー上、これら設定情報は弊社内においてもお客様の承諾がない限り開示しておりません。
● ルータやファイアウォール等の機器設定に際しては、この設定情報が必要となります。設定作業を弊社に担当させていただく場合には、該当部署の担当者にこの設定情報を事前に通知しなければならないケースがございます。本お申込みにおいて、設定作業の為、設定情報をお客様承諾の下、下記弊社担当者に通知致します。
● 本承諾により、ご利用開始日の15営業日前までに設定情報を発行致します。15営業日以上先のご利用開始分の設定情報発行は出来ません。事前に設定情報が必要な場合は「ID発行日」を変更して下さい。なお、ご利用開始日の翌月より請求が開始されますのでご了承ください。

※全項目記入・捺印必須

お客様会社名	社印	お客様契約責任者	

▼ 株式会社大塚商会 「接続ID／パスワード／固定IP」情報通知先担当者

大塚商会担当部署名		担当社員CD	
		担当社員名	

■注意事項
●フレッツ光コースは、NTT東西へ申込み頂いたメニューと同一のメニューで申込みください。メニュー毎にIDが異なりますので、異なるメニューを申込み頂いても接続が出来ません。あらかじめご了承ください。
●フレッツシリーズのメニューを変更される場合、ご使用中の接続IDに変更が伴います。また、各メニューの初期費用が発生します。
●フレッツで固定IPアドレスサービスご利用の際、県を超える引越の場合は固定IP、認証ID、パスワードの再割り当てが必要です。
●FTTH接続、ADSL接続、ISDN接続の契約ではダイヤルアップ接続はできません。
●フレッツADSLは、距離やお客様宅内の状況により、接続ができない場合があります。回線の問題によって接続できなくなった場合は、回線部分の問題となりますので、NTTへお問い合せください。

● αWebの固定IP上でJPRSのドメインを利用されるお客様へ
固定IPアドレスメニューを申込みのお客様で、申込みの回線上でJPRSドメイン(.co.jp/.or.jp/.jp等)を利用される場合は、JPRSのデータベースに登録された情報の更新が必要です。弊社では、固定IPアドレスのインターネット接続サービスを申込み頂いたお客様に対して、弊社が該当ドメインの指定事業者になることを条件にJPNIC/JPRSのデータベースに登録された情報の更新を行っております。申込みは、別途「αWebドメイン管理サービス」を申込み頂く必要があります。用紙は、αWebホームページからダウンロードもしくは、担当営業へご請求ください。

※記載されている内容は、2015年6月1日現在のものです。表記の金額には消費税は含まれておりません。

契約申込書No.

2015年9月版

αWebフレッツ回線取り次ぎ申込情報

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

αWebインターネット接続サービスと同時申込みの場合、株式会社大塚商会がNTT東日本・西日本へフレッツ回線の取り次ぎを行います。
取り次ぎ申込みは、1回線につき1枚ご記入ください。既にフレッツ回線が開通済みの場合は記入の必要ありません。

回線取次希望選択

☐	**フレッツ光回線取り次ぎ希望**　※IPv6のネイティブ方式は、フレッツ回線が敷設済みの場合のみ受付可能です。回線取次は行えません。
回線タイプ	☐ 光ネクスト ファミリー・ハイスピード　☐ 光ネクスト マンション・ハイスピード　☐ 光ネクスト ファミリー ☐ 光ネクスト マンション　☐ 光ライト ファミリー　☐ 光ライト マンション ☐ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ（東日本）　☐ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ（東日本） ☐ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ（東日本）　☐ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ（東日本） ☐ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼（西日本） ☐ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼（西日本）　☐ 光・プレミアム マンション（西日本） ☐ 光ネクスト ビジネス ※ NTT西日本が提供する光・プレミアム ファミリータイプ・マンションタイプは、加入者網終端装置(CTU)の仕様により、一部サービス（VPNやαWebフォンなど）をご利用の際、CTUの設定変更が必要となります。詳しくは、NTT西日本のホームページ又は116へお問い合わせください。また、CTUの設定変更はお客様作業となります。

☐	**フレッツ・ADSL回線取り次ぎ希望**
回線タイプ	☐タイプ1　電話共有型　　☐タイプ2　ADSL専用型
回線速度	☐モアIII（東日本　下り47M/上り5M）　☐モアスペシャル（西日本　下り47M/上り5M）☐モアII（東日本40M） ☐モア40（西日本40M）　☐モア24（西日本24M）☐モア（12M）　☐8M　☐1.5M　☐エントリー（東日本1M）
モデム	☐レンタル　☐買い取り　☐お客様にてご用意

☐	**フレッツ・ISDN回線取り次ぎ希望**

サービスをご利用いただく電話番号または、ご利用場所で既に利用されている電話番号 ※メニューに関わらず、NTT東日本・西日本がお客様を確認するため必須となります。	（　　）　　－ ※移転等で利用先の電話番号が未定の場合はNTT116に確認の上、『市外・市内局番』までを記入して下さい。併せて通信欄に『利用先電話番号未定』とご記入下さい。		
電話番号の回線名義（会社名や個人名等）	フリガナ	コンサルティング希望日	年　月　日

●コンサルティングに関する注意事項
「コンサルティング希望日」とは、NTT東西から、お客様に対し電話により申込み内容の確認をさせて頂く日です。通常契約課金センターに申込書が届いてから4営業日前後がコンサルティング日となります。（土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時まで）

▼NTTコンサルティング連絡先情報（どちらかを選択してください。また、連絡先電話番号には、携帯電話番号も利用できます。）

☐	**お客様担当者へ連絡** ※ 申込書1枚目のご利用場所担当者様と異なる方へコンサルティング連絡を希望される場合は、用紙下部の　取り次ぎ連絡欄へ「部署名、御担当者名、電話番号」をご記入ください。				
☐	**弊社担当営業**	担当者名		部署名	
		連絡先電話番号			

※担当営業にチェックを入れた場合、NTTよりコンサルティングの連絡が直接入りますので対応お願い致します。
※営業がコンサル先の場合、工事日連絡も営業宛に入ります。NTTより連絡があり次第、下記メールアドレス宛にご連絡ください。
工事日に合わせ「登録完了のお知らせ」を送付致します。

工事日連絡送付先アドレス：isp@aweb.otsuka-shokai.co.jp

【営業記入欄】 今回取り次ぎのフレッツ回線で「プロバイダを2セッション以上利用（VPNとIP電話等）」する際、今回取り次ぎと同時にαWebプロバイダを新規に2契約以上申込み頂いた場合、右記にMJPC入力後発行される見積番号を必ずご記入ください。	見積番号

＜回線取次通信欄＞

■NTT東（西）日本におけるお客様情報の利用目的に関するご案内

本日、記入いただきましたお客様の情報については、お客様にNTT東（西）日本のサービスをご提供するために利用いたします。
また、NTT東（西）日本では、電気通信サービス等の提供・販売等に際してお客様情報を取り扱うに当たり、以下の目的にて利用いたします。
①本書面に記載いただいたお客様の個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡、その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS（顧客満足度）向上等のための施策（アンケート調査を含みます。）の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善、その他NTT東（西）日本の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用いたします。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
②また、本申込書に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT東（西）日本が業務を委託する他の事業者及び委託された他の事業者の業務（他の事業者の商品・サービスの販売・取次等）に対して提供することがあるとともに、NTT東（西）日本の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法、その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

※記載されている内容は、2015年6月1日現在のものです。表記の金額には消費税は含まれておりません。

契約申込書No.

2015年9月版

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

●既にαWebインターネット接続サービスをご契約されており、メールアドレスをお持ちのお客様

現在ご契約中の接続サービスを解約し、ご利用中のメールアドレスを、今回申込み頂くサービスに移行するご予定がある場合、下記をご記入ください。
①現在ご契約中の接続サービス(□にチェックを入れてください)
□ダイヤルアップ接続　□モバイル接続　□ADSL接続　イー・アクセスコース
□ADSL接続　フレッツADSLコース　□FTTH接続　フレッツ光コース

②左記で選択した接続サービスの6桁のお客様番号
(お手元の「登録完了のお知らせ」でご確認ください)

お客様番号						

※現在ご契約中のサービスの解約には別途「解約申請書」のご提出が必要となります。
メールアドレスの移行についても「解約申請書」に移行の有無をご記入ください。

●αWebインターネット接続サービスのメールアドレスをお持ちで無いお客様

αWebインターネット接続サービスに関する各種ご案内をお送りする大切なメールアドレスになりますので取得されることをお勧め致します。
ご登録頂いたメールアドレス宛にWebプロモーション部からのご案内をお送り致します。

メールアドレス	□ 必要(下記に希望アドレスをご記入ください)　□ 不要

◆1契約につき、1メールアドレスは無料です。2アドレス目以降は有料(1アドレスあたり月額500円)となります。
追加可能なアドレス数は9個までとなります。(標準とあわせ計10個)
◆迷惑メール検知オプションはメールアドレス毎の申し込みとなり、1アドレスあたり月額500円となります。
◆標準のWebディスク容量(10MB)にオプションで容量を追加する場合、10MBあたり月額500円
追加可能なオプション数は9個(90MB)までとなります。(標準とあわせ計100MB)

利用可能文字:英数字・ハイフン(－)・アンダーバー(_)・ピリオド(.)のみ
注意事項:アドレスの最初の文字としてハイフン(－)・アンダーバー(_)・ピリオド(.)は、利用できません。アドレスの途中に同じ記号を連続して利用できません。
アドレスの末尾に、ハイフン(－)・アンダーバー(_)・ピリオド(.)は、利用できません。文字数は3文字以上、32文字以内でとなります。
※英字の読み間違えを防止するために、ご希望メールアドレスは大文字でご記入下さい。　例)SATOU　実際に提供されるアドレスは小文字となります。
※下記にご希望のメールアドレス名をご記入ください。お客様のメールアドレスは後日お送りする「登録完了のお知らせ」でお知らせいたします。

★mxの後ろにある□に1～9のいずれかを記入してください。空欄の場合は、契約課金センターで決めさせて頂きます。

| | | | | | |

契約申込書№

2015年9月版

必ずコピーをとり、お客様控えとして約款とともに大切に保管してください。

★mxの後ろにある□に1～9のいずれかを記入してください。空欄の場合は、契約課金センターで決めさせて頂きます。

5個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加
6個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加
7個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加
8個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加
9個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加
10個目	@ mx □ .alpha-web.ne.jp	□	迷惑メール検知オプション追加(500円/月)	□ Webディスク容量追加(10MB:500円/月) ＿＿＿個追加

＜通信欄＞

※記載されている内容は、2015年6月1日現在のものです。表記の金額には消費税は含まれておりません。

代理店記入欄	貴社名: 連絡先:	ご担当:		弊社記入欄	担当: 区分:

弊社記入欄

売上店課	店課ｺｰﾄﾞ		体積支店	支店ｺｰﾄﾞ	
取得店課	店課ｺｰﾄﾞ		取得者	社員ｺｰﾄﾞ	
協販店課	店課ｺｰﾄﾞ		協販者1	社員ｺｰﾄﾞ	
			協販者2	社員ｺｰﾄﾞ	

部室・S&Sの店課コードは記入対象外

αWebフォン　サービス利用契約約款

第１章　　総　　則

第１条（取扱いの準則）　弊社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、条約附属国際電気通信規則（平成２年６月郵政省告示第408号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、このαWebフォンサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりαWebフォンサービス（弊社が本約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、弊社は本サービスに附帯するサービス（弊社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を本約款により提供します。

第２条（本約款の範囲）　本契約は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の関係に適用されます。申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申込むものとし、契約者は本約款に則って本サービスを利用するものとします。

第３条（約款の変更）　弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第４条（用語の定義）　本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受け取る事
電気通信事業者	電気通信事業を営む者
電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
電気通信回線	契約者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
ＤＳＬ回線	デジタル加入者線伝送(DSL)方式を用いて、主としてデータ通信を目的としてインターネットプロトコルにより、符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線
光アクセス回線	光ファイバーを用いて、主としてデータ通信を目的としてインターネットプロトコルにより、符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線
契約者識別符号	本サービスに係る契約者を識別するための数字の組合せであって、音声通信契約に基づいて弊社が本サービスに係る契約者に割り当てるもの
相互接続点	電気通信事業者同士の法に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	本サービスを提供するにあたり、弊社と協定を交わしている各事業者、及び当該協定事業者と協定を交わしている各事業者
利用契約	弊社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	弊社に本サービスの利用を申込む法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者
契約者	弊社と利用契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　　契　　約

第５条（利用契約の単位）

１．本サービスの利用契約の単位は、契約者が使用する識別符号一符号毎に締結します。

２．本サービスの契約申込をすることができる者は、弊社の提供する電気通信サービスの契約者とします。

第６条（利用申込）本サービスの利用は、本約款に同意した上で所定の手続きに従い申込むものとします。尚、弊社は、利用申込において、本人確認のための資料の提出を要求する場合があります。

第７条（利用申込の承諾）

１．弊社は、本サービスの契約の申込みがあったときは、弊社の推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

２．弊社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)ＤＳＬ回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について本サービスに係る総合品質を維持することが困難であると弊社が判断したとき。

(3)申込者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4)申込者が、第１９条（サービス提供の停止および中止）第１項各号又は第２項の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本サービスの解除を受けたことがあるとき。

(5)申込者が、申込みにあたり虚偽の内容を掲載した利用申込書を提出したとき。

(6)その他本サービスに関する他社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

３．弊社は、前項の規定により、その本サービスの申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第８条（最低利用期間）　本サービスにかかる最低利用期間は、第２５条に定める利用料金の発生した月より1ヵ月とします。但し、弊社が無償期間を設定した場合は、無償期間が終了した日の属する月の翌月より1ヵ月とします。

第９条（音声通信番号）

１．弊社は、１つの契約者識別符号ごとに１つ以上の音声通信番号を弊社が別に定めるところにより付与します。

２．弊社は、技術上又は弊社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

３．弊社は、本サービスの契約に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について本サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

４．前２項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを本サービスの契約者に通知します。

第３章　　契約者の義務

第１０条（変更の届出）

１．契約者が利用契約締結の際またはその後に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

２．前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

３．弊社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

第１１条（契約者の地位の継承）

１．法人の合併などにより契約者の地位の継承があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う弊社に届け出ていただきます。

２．前項の場合に、地位を継承した法人等が２以上であるときは、そのうちの１人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３．弊社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その継承のうち１人を代表者として取り扱います。

第１２条（契約者の管理責任）

１．契約者は、本サービスに関連して弊社または付加サービス提供者から発行されるログイン名、ユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」といいます）を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与しまたは担保提供することはできないものとします。

２．パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じても、弊社は一切責任を負いません。

３．契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。

４．契約者からのパスワード等の問合せに対しては、弊社は、本人確認等のため、弊社所定の方法で回答いたします。

５．本サービスのセキュリティ向上のため、弊社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第１３条（利用に係る利用者の義務）

１．契約者は、次のことを守って頂きます。

(1)弊社が本サービスに基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)故意に電気通信設備を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)弊社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、弊社が本サービスに基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4)弊社が本サービスに基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

次条に定める禁止事項に抵触すると弊社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

２．契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、弊社が指定する期日までに、その補充、修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。

３．契約者は、弊社から割り当てられた契約者識別符号等及びパスワード等を管理する責任を負うものとし、その内容を第三者に知らせてはなりません。

第１４条（契約者の禁止事項）　契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

(1)特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為

(2)犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為

(3)弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為

(4)猥褻・虚偽事実･児童売春･児童ポルノ･児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為

(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為

(6)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」といいます)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為

(7)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為

(8)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞れのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為

(9)他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為

(10)弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為

(11)利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与しまたは担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為

(12)弊社と同種または類似の業務を行なう行為、およびそれに類似する行為

(13)事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為

(14)本サービスで利用しうる情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為

(15)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄･消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為

(16)有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為

(17)弊社の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および弊社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞れのある行為

(18)社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為、およびそれに類似する行為

(19)故意に多数の不完了呼を発生させまたは連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、およびそれに類似する行為

(20)本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をするまたは商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為、およびそれに類似する行為

(21)自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為、およびそれに類似する行為

(22)その他弊社が不適切と判断する行為

第１５条（情報の提供）

１．契約者は、弊社から本サービスの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。

２．契約者は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、ただちにその旨を弊社に通知するものとします。

第４章　　サービスの停止・中止等

第１６条（弊社側事由による通信利用の制限等）

１．弊社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に揚げる機関に設置されている契約者回線、他社接続回線又は他社接続契約者回線（弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。機関名－気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、所定の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

２．通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第１７条（通信時間の制限）前条の規定による場合のほか、弊社は、音声通信が著しくふくそうするときは、音声通信の通信時間又は特定の地域への音声の利用を制限することがあります。

第１８条（利用上の制限）契約者は、コールバックサービス（本邦から外国に発信する通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます、以下同じとします。）のうち、弊社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に揚げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる形態で通信を行ってはいけません。

(1)ポーリング方式－外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式。

(2)アンサープレッション方式－その提供に際して、弊社が本サービスに係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式。

第１９条（サービス提供の停止および中止）

１．弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

(1)第１３条（利用に係る利用者の義務）に該当すると弊社が判断したとき

(2)第１８条（利用上の制限）に該当すると弊社が判断したとき

(3)第１４条（契約者の禁止事項）各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき

(4)申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
(5)料金その他の債務（他社接続回線に係るものを含みます。）について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(6)契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、弊社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は弊社の提供する電気通信回線を弊社の承諾を得ずに接続したとき。
(7)契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に弊社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
(8)前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼす虞れのある行為をしたとき
(9)契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞れがある場合
２．弊社は、弊社と複数の本サービスを締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての本サービスの利用を停止することがあります。
３．弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
(1)弊社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ないとき
(2)弊社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所等を変更するとき
(3)第１６条の規定によるとき
(4)電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行なうことが困難になったとき
(5)停電、火災、地震その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
(6)その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
４．弊社は、前３項の規定により本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
５．弊社は、前４項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
第２０条（サービスの廃止）　弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の２ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第５章　　契約の解除

第２１条（弊社による利用契約の解除）
１．弊社は、第１９条第１項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
２．弊社は、契約者が第１９条第１項から第３項までのいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。
３．弊社は、契約者が、本サービスの利用代金について、支払い期日を２ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
４．弊社は、前３項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。
５．弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
(1)本約款の条項に違反したとき
(2)手形または小切手の不渡りが発生したとき
(3)差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
(4)破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
(5)前４号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
(6)合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合
(7)解散または営業停止となったとき
(8)本サービスに基づく債務であるか否かに拘わらず、弊社に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき。
(9)その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき
６．契約者は、前項各号いずれか一つにでも該当した場合には、弊社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとします。
第２２条（契約者による利用契約の解除）
１．契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の１ヵ月前までに、所定の書式により、その旨を弊社に通知するものとします。但し、すでに契約料金が支払われている場合は、弊社は契約者に対して未経過期間に対する金額を返却しないものとします。
２．契約者は、最低利用期間分の利用料金を支払うことで、第８条に定める最低利用期間に達する前においても利用契約を解除することができるものとします。

第６章　　損害賠償

第２３条（免責）
１．第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
２．契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。
３．弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して９０日を経過した後は、応じられません。
４．弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
５．弊社は、契約者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
６．本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。
７．弊社は、本サービスの提供に関する各種工事等にあたり、弊社側の過失による場合を除き、契約者の土地、建物、その他の工作物等に生じた損害につきは免責されるものとします。
第２４条（損害賠償の範囲）
１．弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（弊社が協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。ただし、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいう。）より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。）によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象（そのDSL回線に係る電気通信設備の回線距離もしくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備からの信号の漏洩又はDSL回線の終端に接続される電気通信設備の態様により、そのDSL回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます）となる場合。）によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。
２．前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
３．前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となった場合、前項に定める賠償は、電気通信事業者が弊社に対して約定する賠償額を限度として行なわれるものとします。
４．弊社は、本サービスの提供に関し、前３項及び第３８条４項に規定された場合を除き、契約者に発生した如何なる損害に対して何ら責任も負いません。
５．契約者が利用契約に違反しまたは不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
６．契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

第７章　　料金等

第２５条（料金等）　本サービスの料金及び課金開始時期は、次のとおりとします。

区　分	内　　容	課金開始時期
加 入 料	利用契約締結の際に支払う料金	弊社より送付するサービス開始の確認書に記載されたご利用開始日の翌月に請求
基 本 料	利用契約締結後、利用開始日以降毎月支払う固定料金	弊社より送付するサービス開始の確認書に記載されたご利用開始日の翌月より発生
通 話 料	利用契約締結後、利用開始日以降音声通信に係る弊社が定める料金	ご利用日より発生

第２６条（加入料の支払義務）　契約者は、利用申込みを行うときに、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。加入料は、解約時にも返却いたしません。
第２７条（基本料の支払義務）　契約者は、利用にあたり基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
第２８条（通話料の支払義務）　契約者は、利用にあたり通話料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、海外への通話料については非課税とします。
第２９条（料金等の支払方法）　契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により弊社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または弊社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。
第３０条（割増金）　料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。
第３１条（延滞損害金）　契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。
第３２条（割増金等の支払方法）　第３０条および第３１条の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとします。
第３３条（消費税）　契約者が弊社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。
第３４条（端数処理）　弊社は料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第８章　　秘密保持及び個人情報の管理

第３５条（秘密保持義務）
１．契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。
２．前項にかかわらず、契約者および弊社は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
３．第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
(1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
(2)開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
(3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
(4)相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
４．契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。
第３６条（個人情報）　弊社は、契約者の氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス等の本サービスを申込むに当たり必要となる情報を個人情報（以下「個人情報」という）として扱うものとします。
第３７条（個人情報の利用目的）
１．弊社は、個人情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
(1)契約の履行（商品、サービスの提供等）
(2)商品、サービスに関する情報の提供および提案
(3)商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答
(4)商品、サービス、その他問合せ、依頼等の対応
(5)展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内、回答
(6)統計資料の作成
(7)代金の請求、回収、支払い等の事務処理
(8)その他一般事務の連絡、問合せ、回答
(9)第３９条の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
(10)契約者から同意を得た範囲内で利用する場合
２．契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。
第３８条（個人情報の取扱い）
１．弊社は、本サービスにおける個人情報を、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/）に準じて管理するものとします。
２．弊社は、弊社の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変又は破棄から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。
３．弊社は、第３７条１項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要のある弊社の役員または従業員（以下、「開示対象者」という。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。
４．弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。尚、弊社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社はその個人情報に関する事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は責任を負わないものとします。
第３９条（個人情報の第三者への開示、提供）　弊社は、以下のいずれかに該当する場合を除いて契約者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。
(1)法令の定めによる場合
(2)契約者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
(3)限定された特定の業務（サーバ運用の委託、サービス提供元への通知、ドメイン情報の登録等）で開示・提供する場合
(4)債務の特定、支払い、回収に必要な場合で、クレジット会社等の金融機関に開示・提供する場合
(5)予め契約者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合
第４０条（個人情報の預託）　弊社は、弊社より「郵送」「e-mail」により契約者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している弊社関連会社に業務を委託し、契約者の個人情報を預託する場合があります。
第４１条（個人情報の訂正等の方法）
１．契約者が、本サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報の開示を要求する場合、契約者本人が弊社所定の方法により、実施するものとします。その場合、弊社は要求者が契約者本人であるかを確認する場合があります。
２．個人情報の開示の手続及び郵送料については、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」（http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/）にて確認するものとします。
第４２条（個人情報に関する問合せ）　契約者は、個人情報に関する問合わせをする場合は、弊社αWeb営業部連絡先まで連絡するものとします。

第９章　　雑　　則

第４３条（権利譲渡の制限）　本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。
第４４条（知的財産権）
１．本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第２７条および第２８条の権利を含みます）および著作者人格権な

らびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。
２．契約者は、前項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
(1)本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること
(2)複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
(3)営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
(4)弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと

第４５条（反社会的勢力の排除）
１．契約者および弊社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを相手方に対して確約するものとします。
２．契約者および弊社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第４６条（準拠法）　本約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第４７条（合意管轄）　本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

第４８条（協議事項）　本約款に定めのない事項につき疑義が生じた場合、弊社および契約者は、別途協議の上円満に解決するものとします。

＜弊社Webプロモーション部連絡先＞
FAX：03-3514-7712
E-mail：service@alpha-web.jp

平成23年7月25日改訂

【たよれーるインターネット接続サービス】

αＷｅｂ仕様書

1.1版

FTTH接続サービス　フレッツコース
ADSL接続サービス　フレッツコース
ISDN接続サービス

株式会社 大塚商会

2015年9月7日版

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

改訂履歴

日付	版数	内容
2015/06/26	1.0版	新規作成
2015/09/07	1.1版	IPv6オプションにおけるWindows 10対応

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

用語の定義

用語	用語の意味
契約者	大塚商会と利用契約を締結している法人・個人企業、および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者
光コラボレーションモデル	NTTより光アクセスサービス（フレッツ光）等の提供（光コラボレーションモデル）を受け、自社サービスと光アクセスサービス等を組み合わせて提供するモデル
光コラボレーション事業者	光コラボレーションモデルによりサービスを提供する事業者
たよれーる ひかり	大塚商会が光コラボレーションモデルにより提供する光アクセスサービス

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

目次

1. αWeb FTTH接続サービス　フレッツコース
2. αWeb ADSL接続サービス　フレッツコース
3. αWeb ISDN接続サービス
4. メールサービス・Webサービスおよびセキュリティ機能
5. セキュリティ機能詳細
    1. セキュリティ機能　メールウィルスチェック
    2. セキュリティ機能　SMTP認証
    3. セキュリティ機能　メール送受信経路暗号化
    4. セキュリティ機能　迷惑メール検知サービス
6. IPv6 IPoE方式　IPv6オプション
7. 保守運用体制
8. 注意事項

大塚商会

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

1－1．αWeb FTTH接続サービス　フレッツコース

サービス内容

アクセス回線にNTT東日本／NTT西日本が提供する「フレッツ光」または大塚商会の提供する「たよれーる ひかり」、または光コラボレーション事業者が提供するフレッツ相当サービスを利用してインターネットに接続するサービスです

※アクセス回線は別途契約が必要です

サービス仕様

利用回線	光回線
通信速度	下り最大1Gbps　上り最大1Gbps　※1
通信料金	定額制
IPアドレス割り当て方法	可変※2　固定（1／8／16／32）※3
IP電話利用	可（有償オプション）

※1　ご契約されるアクセス回線の品目により最大速度は異なります。
※2　動的なIPアドレスの割り当てのため、接続ごとにIPアドレスが変わります。
※3　静的なIPアドレスの割り当てのため、いつも同じIPアドレスで接続します。

注意事項

※1　フレッツコースの利用には別途NTT「フレッツ光」または大塚商会「たよれーる ひかり」、または光コラボレーションにより提供されるフレッツ光相当のサービスの契約が必要です。

※2　回線終端装置は、NTT東日本あるいはNTT西日本からのレンタルとなります。

※3　アクセス回線を大塚商会「たよれーる ひかり」以外をご契約される場合、契約料、工事費および回線利用料はそれぞれ契約先からの請求となります。また、回線調査に係るNTTの費用も同様となります。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

1－2．αWeb FTTH接続サービス（フレッツコース）

サービスラインナップ

NTT地域	サービス品目	割り当てグローバルIPアドレス	NTT対応品目
NTT 東日本	ファミリータイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストファミリータイプ各種、光ライトファミリータイプ、Bフレッツファミリータイプ各種※1
	ファミリータイプ IP1、IP8、IP16	固定IPアドレス 1個、8個、16個	
	マンションタイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストマンションタイプ各種、光ライトマンションタイプ、Bフレッツマンションタイプ※1
	マンションタイプ IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	
	ベーシックタイプ スタンダード	可変IPアドレス	Bフレッツベーシックタイプ※1
	ベーシックタイプ IP1、IP8、IP16	固定IPアドレス 1個、8個、16個	
	ビジネスタイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストビジネスタイプ Bフレッツビジネスタイプ※1
	ビジネスタイプ IP1、IP8、IP16、IP32	固定IPアドレス 1個、8個、16個、32個	
NTT 西日本	ファミリータイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストファミリータイプ各種※2、光ライトファミリータイプ、Bフレッツファミリー100※1、光プレミアムファミリータイプ※1
	ファミリータイプ IP1、IP8、IP16	固定IPアドレス 1個、8個、16個	
	マンションタイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストマンションタイプ各種※2、光ライトマンションタイプ、Bフレッツマンションタイプ、光プレミアムマンションタイプ
	マンションタイプ IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	
	ベーシックタイプ スタンダード	可変IPアドレス	Bフレッツベーシックタイプ※1
	ベーシックタイプ IP1、IP8、IP16	固定IPアドレス 1個、8個、16個	
	ビジネスタイプ スタンダード	可変IPアドレス	光ネクストビジネスタイプ Bフレッツビジネスタイプ※1
	ビジネスタイプ IP1、IP8、IP16、IP32	固定IPアドレス 1個、8個、16個、32個	

※1　NTTが新規受付を停止しています。
※2　旧「エクスプレスタイプ」でもご利用いただけます。（現行サービス：フレッツ光ネクストファミリースーパーハイスピードタイプ隼）

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

2-1. αWeb ADSL接続サービス(フレッツコース)

サービス内容

アクセス回線にNTT東日本／NTT西日本が提供する「フレッツADSL」を利用してインターネットに接続するサービスです
※アクセス回線は別途契約が必要です

アクセス回線の提供方法により以下の2つのタイプがあります
タイプ1（電話共用回線）現在ご利用中の電話回線（アナログ回線）を契約者回線として利用するもの
タイプ2（ADSL専用回線）新たにADSL接続機能を利用するためのアナログ回線を設置し契約者回線として利用するもの

サービス仕様

利用回線	アナログ回線
通信速度	下り最大47Mbps　上り最大5Mbps ※1
通信料金	定額制
IPアドレス割り当て方法	可変※2　固定（1／8）※3
IP電話利用	可（有償オプション）

※1　ご契約されるNTTフレッツADSLの品目により最大速度は異なります。
※2　動的なIPアドレスの割り当てのため、接続ごとにIPアドレスが変わります。
※3　静的なIPアドレスの割り当てのため、いつも同じIPアドレスで接続します。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

2-2. αWeb ADSL接続サービス(フレッツコース)

サービスラインナップ

NTT地域	サービス品目	割り当てグローバルIPアドレス	NTT対応品目
NTT 東日本	スタンダード	可変IPアドレス	フレッツADSL各種
	IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	
NTT 西日本	スタンダード	可変IPアドレス	フレッツADSL各種
	IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	

注意事項

※1 フレッツコースの利用には別途NTT東日本またはNTT西日本が提供する「フレッツADSL」の契約が必要となります。

※2 ADSLモデムは、契約者が自ら用意するか、または、NTT東日本あるいはNTT西日本からのレンタルとなります。

※3 フレッツコースを利用する上で必要となるNTTのADSL契約料およびADSL回線利用料はNTTからの請求となります。また、回線調査に係るNTTの費用も同様とします。

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

3．αWeb ISDN接続サービス

サービス内容

アクセス回線にNTT東日本／NTT西日本が提供する「フレッツISDN」を利用してインターネットに接続するサービスです
※アクセス回線は別途契約が必要です

サービス仕様

利用回線	INSネット64
通信速度	同期：64kbps
通信料金	定額制
IPアドレス割り当て方法	固定（1／8）※1
IP電話利用	不可

※1　静的なIPアドレスの割り当てのため、いつも同じIPアドレスで接続します。

サービスラインナップ

NTT地域	サービス品目	割り当てグローバルIPアドレス	NTT対応品目
NTT東日本	IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	フレッツISDN
NTT西日本	IP1、IP8	固定IPアドレス 1個、8個	フレッツISDN

注意事項

※1　ISDN接続サービスの利用には別途NTT東日本またはNTT西日本が提供する「フレッツISDN」の契約が必要となります。

※2　ISDN接続サービスを利用する上で必要となるNTTのISDN契約料およびISDN回線利用料はNTTからの請求となります。また、回線調査に係るNTTの費用も同様とします。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

4. メールサービス・Webサービスおよびセキュリティ機能

サービス内容

本サービスではメールサービスおよびWebサービスを提供します
また、メール送受信にかかわるセキュリティ機能を提供します

メールサービス・WEBサービス

標準メールアドレス	１アドレス（追加1アドレス単位、最大10アドレスまで）
メールディスク容量	500MB
メール保存期間	90日
1通あたりの送受信	20MB ※1
Webディスク容量	10MB（追加10MB単位、最大100MBまで）

※1　メール送信時には、メールで送信できる形式に変換されてしまうため、実際に送信できるサイズはこれより小さくなります。

セキュリティ機能

メールウィルスチェック	標準対応
SMTP認証	標準対応
送受信経路暗号化	標準対応
Submission Port 587	標準対応
迷惑メール検知	有料オプション対応

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－1. セキュリティ機能　メールウィルスチェック

機能説明

コンピュータウイルスの感染経路のほとんどが、メールを介したタイプです
そのメールを介したウイルスをチェックして、削除する機能をαWebインターネット接続サービスのメールアドレスに機能で標準提供します

メールウィルスチェックの仕組み

本機能は、電子メールの送受信の際に、電子メールサーバーでウイルスチェックを行います
もし、メールにウイルスが入っていた場合は、ウイルスを削除されたメールが届きます

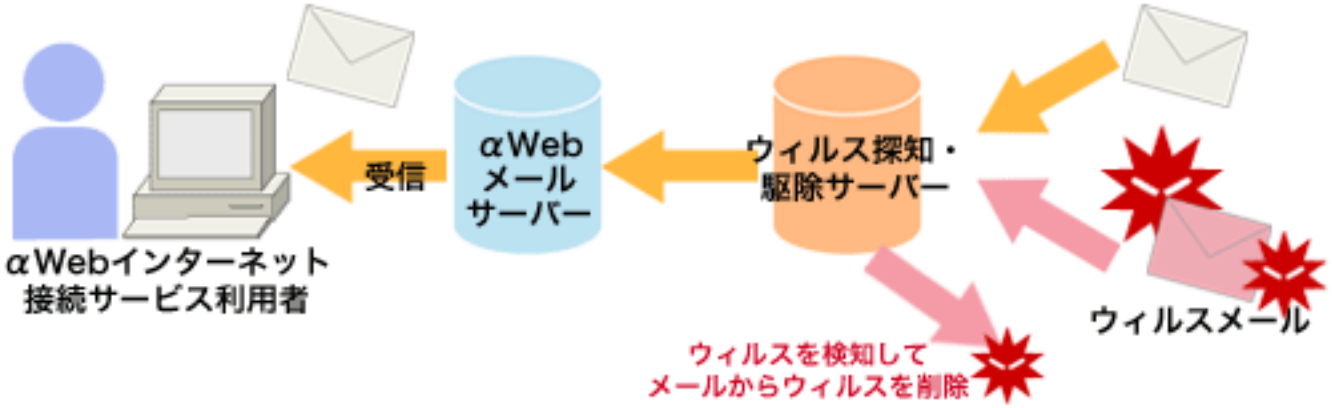

※ すべてのウイルスが必ず駆除されるわけではありません。
※「WORM_KLEZ」など一部のウイルスは、感染したコンピュータのアドレス帳に登録されているメールアドレスを差出人（From:）としてメールを送信します。
そのため、ウイルスメールの差出人（From:）アドレスの方が、実際にはウイルス感染しておらず、ウイルスメールの送信者ではないケースが確認されています。ご注意ください。

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－1．セキュリティ機能　メールウィルスチェック

ご提供にあたっての同意事項

以下の条件に同意いただくことを条件に、ウイルスチェックサービスを提供します

1．メールウイルスチェックサービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権は米国マカフィー・インク（以下「マカフィー」といいます）または大塚商会に帰属します。契約者は、大塚商会の事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することできません。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に提供することはできません。

2．当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証しません。

3．メールウイルスチェックサービスの利用により、全てのウイルスが発見または駆除できることを保証するものではありません。なお、発見または駆除が可能なウイルスは、大塚商会が別に定めるウイルス定義ファイルにより対応可能なウイルスとします。

4．大塚商会は、契約者のウイルスチェックサービスの利用に関し、大塚商会の責めに帰すべき事由により、契約者に損害が生じた場合は、契約者が直近の1年間に大塚商会に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負うものとします。

5．大塚商会は、契約者が外部へ発信したメールがウイルスに感染していた場合、契約者の事前の承諾を得ることなくメールを破棄するものとし、事後的に、メール破棄の通知を行うものとします。この場合、弊社は、前項に拘らず、当該メールの破棄によって契約者に生じた損害については、その責めを負わないものとします。また、当該ソフトウェアにより、発見または駆除できなかったウイルスに起因し、契約者または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

6．契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－2. セキュリティ機能　SMTP認証

機能説明

aWebのメール送信サーバーから迷惑メールやウイルスメールの送信を防ぐために、メールを送信する前に認証を行う「SMTP認証」を必須としております

SMTP認証の仕組み

メールを送信する毎に、SMTPサーバーでユーザー認証を行うシステムです
この方式は、SMTP認証できないユーザーはメール送信ができないので、第三者による送信を防止できます

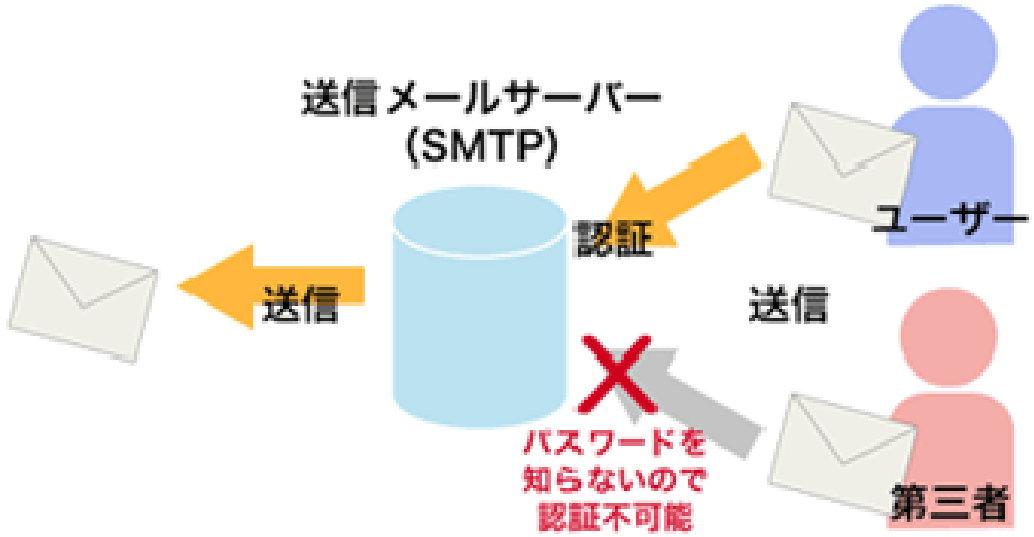

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－3．セキュリティ機能　メール送受信経路暗号化

機能説明

メール経路暗号化とは、メール送受信の際メールソフトとメールサーバー間の通信経路上に流れるデータを暗号化することにより認証ID・パスワード・メール本文などを盗まれないようにするものです

ただし、αWebのメールサーバーと相手のメールサーバー間の通信は暗号化されていませんので、重要な情報は別途S/MIME等で暗号化してやりとりを行ってください

メール送信経路暗号化の仕組み

電子メールの送信時に、メールソフトとメールサーバー間の通信経路上を流れる「認証ID・パスワード・メール本文・添付ファイル」について全てSSL(Secure Socket Layer)によって暗号化して通信を行うものです

※SMTP over SSL(START/TLS)を利用される場合、メールソフトの設定変更が必要です。
※本機能で暗号化されるのは「メールソフト」と「αWebのメールサーバー」の間の通信経路です。
※αWebのメールサーバーと相手先のメールサーバー間の経路は暗号化されません。

メール受信経路暗号化の仕組み

電子メールの受信時に、メールソフトとメールサーバー間の通信経路上を流れる「認証ID・パスワード・メール本文・添付ファイル」について全てSSL(Secure Socket Layer)によって暗号化して通信を行うものです

※POP over SSLともに利用される場合、メールソフトの設定変更が必要です。
※本機能で暗号化されるのは「メールソフト」と「αWebのメールサーバー」の間の通信経路です。
※αWebのメールサーバーと相手先のメールサーバー間の経路は暗号化されません。

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－4. セキュリティ機能　迷惑メール検知サービス

機能説明

本サービスで提供しているメールアドレスに対し、迷惑メール検知機能を付加する有料オプションサービスです
本オプションは、米クラウドマーク社の提供する迷惑メール検知エンジンのほか、お客様が個別に受信許可リスト
迷惑メール指定リストを作成する事ができます

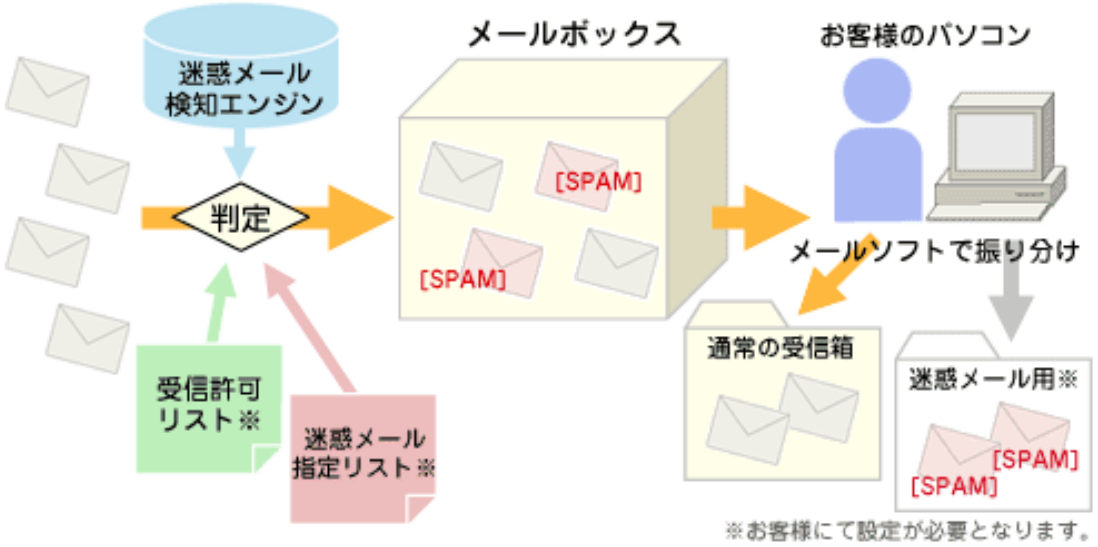

迷惑メール検知エンジン

クラウドマーク社の検知エンジンにより、迷惑メールと検知された場合、件名に[SPAM]の文字が入ります

受信許可リスト

迷惑メール検知を通過させて、受信したいメールを指定できます。指定は、メールアドレス・ドメイン名など部分一致で指定ができます（最大20件まで）

迷惑メール指定リスト

迷惑メールの指定を、お客様自身で行うことができます。指定は、メールアドレス・ドメイン名など部分一致で指定ができます（最大20件まで）

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

5－4. セキュリティ機能　迷惑メール検知サービス

ご提供にあたっての同意事項

以下の条件に同意いただくことを条件に、迷惑メール検知サービスを提供します

1．迷惑メール検知サービスは、サービス提供元である米国クラウドマーク社（以下、「クラウドマーク」といいます）の迷惑メール判定に係るソフトウェアを大塚商会のサーバ内に格納して、契約者の受信メールをチェックし、そのヘッダ部分に当該ソフトウェアによる判定スコアを百分率で表示する処置を行うとともに、当該ソフトウェアによる迷惑メールの判定基準に従って、受信メールの件名欄に迷惑メールである旨の表示を付す処置を行うサービスです。契約者は迷惑メール検知サービスを利用するにあたり、大塚商会サーバーに契約者宛のメールが到達した際に自動的に当該メールに対して当該チェック及び当該処置が行われる事につき、あらかじめ承諾するものとします。

2．迷惑メール検知サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権はクラウドマークまたは大塚商会に帰属します。契約者は、大塚商会またはクラウドマークの事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはません。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に提供することはできません。

3．大塚商会またはクラウドマークは、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、契約者の特定の目的に適合することを保証ません。

4．大塚商会またはクラウドマークは、迷惑メール検知サービスの提供により全ての迷惑メールが検知できることを契約者に対して保証するものではありません。

5．契約者は、迷惑メール検知サービスを利用するにあたっては、以下の事項を事前に承諾するものとします。

(1)迷惑メールであると判定された場合、当該メールの件名等に迷惑メールであることの表記がなされること
(2)迷惑メール検知サービスの検知率が、契約者が受信するメールの形態によって増減すること
(3)正常なメールであっても、迷惑メールであると判定される可能性があること

6．迷惑メール検知サービスの提供に関し、大塚商会またはクラウドマークの責めに帰すべき事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である大塚商会は、契約者が直近の 1 年間に弊社に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負うものとします。

7．契約者は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

6. IPv6 IPoE方式　IPv6オプション

サービス内容

「FTTH接続サービス　フレッツコース」ではNTT東西のフレッツ光ネクストに対応したIPv6インターネット接続サービスをオプションとして提供します

お客様のネットワークに、IPv6インターネット接続が可能なIPv6アドレスを自動的に割り当てます

ご利用イメージ

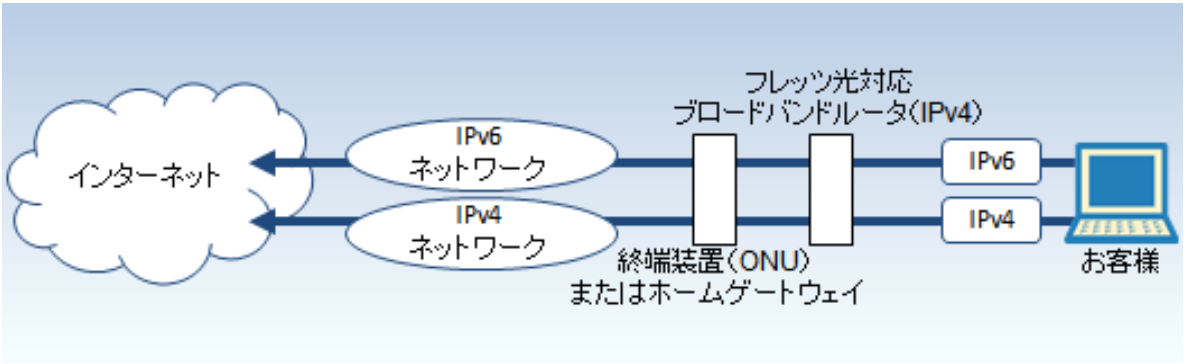

IPv6アドレスについて

IPv6 IPoE方式 IPv6オプションでお客様のネットワークに割り当てられるIPv6アドレスは以下となっています

プレフィックス長	／64
割当IPv6アドレスブロック数	1個

※ オプションを付加するFTTH接続サービス フレッツ光コースのご契約が固定IP・可変IPに関わらず、IPv6アドレスは半固定となります。
※ IPv6アドレスはOutbound Port 25 Blockingに対応しています。詳しくは、下記URL「OP25B実施について」をご覧ください。
http://www.alpha-web.ne.jp/security/security/op25b/index.htm

大塚商会
Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

6. IPv6 IPoE方式　IPv6オプション

ご利用条件

インターネット接続サービス	FTTH接続サービス　フレッツコース
NTT フレッツ回線 ※フレッツ・v6オプションの契約が必要です	＜NTT東日本フレッツ光ネクスト＞ マンションタイプ／マンション・ハイスピードタイプ／マンションギガラインタイプ ギガマンションスマートタイプ／ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ ファミリーギガラインタイプ／ギガファミリースマートタイプ／ビジネスタイプ／光ライト ＜NTT西日本フレッツ光ネクスト＞ マンションタイプ／マンション・ハイスピードタイプ／マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼 ※1 ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ／ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 ※1 ビジネスタイプ／光ライト ※1 旧「エクスプレスタイプ」もご利用いただけます。
大塚商会 たよれーる ひかり ※フレッツ・v6オプションの相当のサービスを標準提供します	＜NTT東日本地域＞ マンションタイプ／マンション・ハイスピードタイプ／マンションギガ L タイプ ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ／ファミリーギガ L タイプ ＜NTT西日本フレッツ光ネクスト＞ マンションタイプ／マンション・ハイスピードタイプ／マンション・スーパーＨ Ｓタイプ ハヤブサ ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ／ファミリー・スーパーＨ Ｓタイプ ハヤブサ
対応OS	Windows Vista（SP1以降） Windows 7 Windows 8以降 Windows 10 Mac OS X 10.5以降 ※ 上記以外のOSにつきましては、サポート対象外とさせていただいております。
ブロードバンドルータ	IPv6接続機能・IPv6パススルー機能のいずれかを備えたフレッツ光対応のブロードバンドルータ ※ ブロードバンドルータの種類により、機能の名称が異なります。ご利用のブロードバンドルータの対応状況については、製品に付属の取扱説明書をご覧いただくか、メーカーまたは販売元へお問い合わせください。 ※ ブロードバンドルータを使わずにご利用いただくこともできますが、セキュリティ向上のためにご使用いただくことを強くお勧めいたします。また、複数台のパソコンを接続する場合はブロードバンドルータのご利用が必須となります。

※光コラボレーション事業者の提供するサービスをご利用の場合の対応品目は、光コラボレーション事業者様へお問合せください。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

7. 保守運用体制

故障受付時間　平日9時－19時

土曜・日曜・祝日9時－12時および13時－17時15分

専用フリーダイヤルで故障受付を行います

障害発生時には以下の情報をご申告ください。ご申告内容より障害の切り分けを行います

①契約ID　　②通信状況
③影響範囲　　④ONUおよびお客様ルータのLED状況

障害内容によっては翌営業日以降の時間帯に対応・回答を行うことがあります

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

8. 注意事項

1. 通信速度について
   - 本サービスはベストエフォート型サービスです。大量のトラフィックにより他のお客さまに影響を与える場合はトラフィックを制限する場合があります。また、本仕様書記載の速度は技術規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではありません。パソコンなどお客さまのご利用環境、回線の状態等により大幅に低下する場合があります。

2. メール機能について
   - メールアドレスの「@」以降は「mx*.alpha-web.ne.jp」となります。独自ドメインによるメールアドレスをご希望の場合は、アルファメールをご契約ください。
   - メールアカウントには以下の文字や文字数の制限があります。
     1.文字数：3文字以上32文字以内
     2.使用文字：英小文字／数字／ハイフン（-）／アンダーバー（_）／ピリオド（.）のみ
     3.先頭と、末尾の文字は「英数字のみ」となります。ハイフン（-）／アンダーバー（_）／ピリオド（.）は利用できません
     4.同じ記号を連続して利用はできません

3. ウィルスチェックについて
   - ウィルスメールを検知すると、ウィルスに感染している添付ファイルは削除され、件名の先頭に「[VIRUS]」（半角）が挿入されます。
     ご利用のメールソフトの機能で、メールを迷惑メールフォルダなどに振り分けてください。

4. 迷惑メール検知サービスについて
   - 初期設定では、迷惑メール検知サービスは「無効」になっています。環境設定メニューで迷惑メール検知サービスを「有効」にしてください。
   - 迷惑メールと判定すると、件名の先頭に「[SPAM]」（半角）が挿入されます。ご利用のメールソフトの機能で、メールを迷惑メールフォルダなどに振り分けてください。
   - 環境設定メニューで迷惑メールを「破棄する」設定とした場合、迷惑メールはメールサーバから自動的に削除されます。誤って迷惑メールと判定され自動削除されたメールであっても復元することはできません。

Copyright©2015 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.